

各保育所の定員等

保育所(園)	年齢区分	定員
(仮称)市立第1保育所(向日町北山)	生後57日目~小学校就学まで	230人
市立第2保育所(物集女町南条)	生後57日目~小学校就学まで	120
市立第3保育所(森本町藪路)	5か月以上~小学校就学まで	120
市立第5保育所(寺戸町三ノ坪)	生後57日目~小学校就学まで	120
市立第6保育所(上植野町地田)	生後57日目~小学校就学まで	120
私立あひるが丘保育園(物集女町北ノ口)	5か月以上~小学校就学まで	120

※開所時間はいずれも午前7時~午後7時
 ※午後6時から7時までは、別途延長保育料が必要

向日市保育料徴収基準額表

平成15年4月1日現在

階層	各月初日の在籍児童の属する所帯の階層区分	徴収基準額(月額)円	同左第2子(月額)円		同左第3子以降(月額)円		
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	0	
B	A、D階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	
C1	A、D階層を除き前年度分の市町村民税課税世帯(所得割の額が5,000円未満)	4,200	3,200	2,100	1,600	420	
C2	A、D階層を除き前年度分の市町村民税課税世帯(所得割の額が5,000円以上)	5,500	4,500	2,750	2,250	550	
C3	A、D階層を除き前年度分の市町村民税課税世帯(所得割の額が5,000円以上)	6,400	5,500	3,200	2,750	640	
D1	A階層を除き前年度分の所得税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	3,000円未満	7,600	6,300	3,800	3,150	760
D2		3,000円以上15,000円未満	10,200	9,100	5,100	4,550	1,020
D3		15,000円以上30,000円未満	12,000	10,800	6,000	5,400	1,200
D4		30,000円以上60,000円未満	16,400	14,800	8,200	7,400	1,640
D5		60,000円以上90,000円未満	21,600	17,400	10,800	8,700	2,160
D6		90,000円以上120,000円未満	26,600	18,200	13,300	9,100	2,660
D7		120,000円以上150,000円未満	33,100	20,000	16,550	10,000	3,310
D8		150,000円以上180,000円未満	38,200	21,300	19,100	10,650	3,820
D9		180,000円以上210,000円未満	40,300	21,800	20,150	10,900	4,030
D10		210,000円以上240,000円未満	41,200	22,400	20,600	11,200	4,120
D11		240,000円以上270,000円未満	43,200	23,600	21,600	11,800	4,320
D12		270,000円以上330,000円未満	44,200	24,100	22,100	12,050	4,420
D13		330,000円以上390,000円未満	47,000	25,400	23,500	12,700	4,700
D14		390,000円以上510,000円未満	47,800	26,100	23,900	13,050	4,780
D15		510,000円以上	49,800	27,200	24,900	13,600	4,980

※保育料は、保育料徴収基準に基づき、原則としてお子さんと生計を一にしている方全員の前年の所得税額及び前年度の市民税額に応じて決定します。ただし、住宅取得控除・配当控除・外国税額控除は適用しません。
 ※確定申告等で税額が変更された場合は、事実の判明した翌月から保育料が変わります。

来春入園 市立・私立 保育園児を募集

入所申込書の配布は12月15日から

■ご注意 平成16年度については、市立第4保育所建て替え工事の完了に伴い、新しい保育所が(仮称)市立第1保育所となります。

■募集の対象■

募集の対象児は、その家庭が次のいずれかに該当する場合に限られます。保護者以外に乳幼児の保育ができる方がいる場合には対象になりません。また、入所できる年齢は、保育所によって異なりますので、左表を参照してください。

1. 家庭外労働 乳幼児の保護者が、日常昼間、家庭外で仕事をしているため、その乳幼児の保育ができない場合
2. 家庭内労働 乳幼児の保護者が、日常昼間、家庭内で家事以外の仕事をしているため、その乳幼児の保育ができない場合
3. 母親が出産の場合 母親が出産前後である場合
4. 保護者の疾病など 保護者が疾病などにかかったり負傷した場合、または心身に障害がある場合
5. 病気の看護など 乳幼児の家庭に、長期の病人や心身に障害のある人がいて、常に母親または父親の看病を必要とする場合
6. 家庭の災害 火災、風水害、地震などの災害により、家庭で保育できない場合

以上、世帯員のすべてが、いずれかの基準を備え、保育に欠ける程度の高い人から入所の決定をします。希望された保育所に定員を超える申込みがあった場合、希望の保育所に入所できない場合や待機となる場合もありますので、ご了承ください。

なお、平成15年12月現在入所している乳幼児で、平成16年度の入所承諾を得ており、同じ保育所に継続して入所を希望する場合は、在職証明書等の提出(入所申込書は不要)が必要となりますので、後日、保育所を通じて連絡します。

また、保育所の変更を希望される場合は、新たな申込みが必要です。

■申込書の配布は12月15日から■

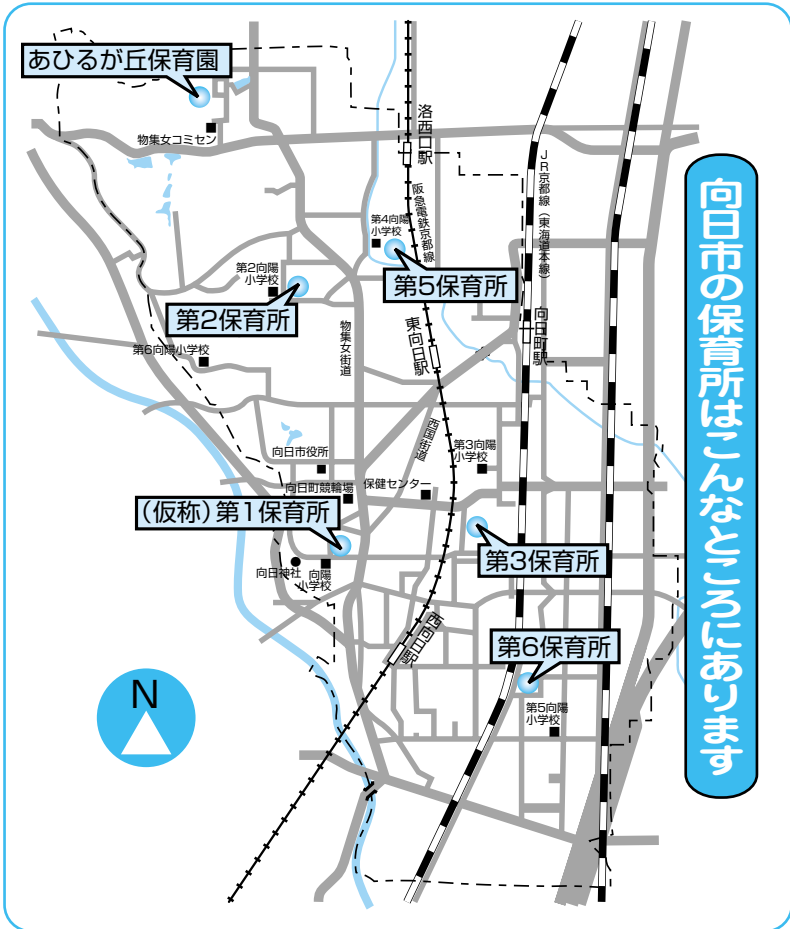
入所中の乳幼児の兄弟姉妹は保育所で、初めて入所を希望する人は児童家庭課で配布します。

■申込書の受付■

入所中の乳幼児の兄弟姉妹は平成16年1月31日(土)までに入所している保育所に提出してください。

初めて申込みする人は、平成16年1月19日(月)・20日(火)午前9時~正午、午後1時~午後4時に市役所で受付します。なお、受付日時は、申込書配布時にお知らせします。

■お問い合わせ■ 児童家庭課保育係(内線344・360)



一時的保育事業

対象・満1歳児から就学前児童

家族のけがや病気等により、入院や看病で家庭での保育が困難となった場合や、パートタイム等で一週間の内に数日だけ継続的に働いたり、ボランティア活動等社会活動への参加や就職活動等、一時的または緊急時の保育に定めるものです。

1. 緊急保育サービス(14日以内)
2. 非定型的保育サービス(週3日以内)
3. 私的理由による保育サービス

■申込先■

- 向日市向日町北山21 (仮称)市立第1保育所 ☎921-4416
 - 向日市物集女町北ノ口65-2 あひるが丘保育園 ☎921-0005
- ※申込方法、利用できる日時など、直接お問い合わせください。

■保育料■

- 1歳・1日 2,300円(給食費含む)
- 2歳・1日 2,000円(給食費含む)
- 3歳・4歳・5歳・1日 1,700円(給食費含む)

延長保育事業

対象・延長保育実施保育所(園)の入所児童

保護者の就労形態や就労時間の多様化に対応するため、平成16年度は市立保育所およびあひるが丘保育園で、午後7時までの延長保育を行います。

※利用料金などは、直接お問い合わせください。